掲示第７号

福島県知事から森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の３において準用する同法第 30 条の規定により別添のとおり掲示依頼があった。

令和８年 11 月 11 日

郡山市長　椎根　健雄

保安林の指定施業要件の変更の予定に関する掲示

別紙のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３３条の３において準用する同法第３０条の規定により掲示します。

令和８年１１月６日

福島県知事　内堀　雅雄

２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
四　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町大字小島字舘三一の二
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
五　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町大字小島字庭坂山一の一から一の三まで
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
六　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町大字小島字水境山一の二、一の五、三の三
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
七　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町山木屋字六分山四の三
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
八　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町山木屋字橋端山一の九（国有林）、一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の五
２　保安林として指定された目的
　土砂の崩壊の防備
３　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐は、択伐による。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川俣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町舘字入辰目二五九四の四、二五九四の六、二五九四の一三

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町赤津字西岐二八〇一の二

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町舘字奈良橋川二五九六、字滝二六二七、二六三〇、字萓ノ茎二六四二の一、字入辰目二五九四の一

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町中野字北沢三一一五の二七、三一一五の二八

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町中野字北沢三一一五の一五六

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市熱海町高玉字鶯山二の一、字野上二

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

七　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市熱海町中山字三ノ沢一から四まで

２　保安林として指定された目的
　水源の涵養
３　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公　告

公告第二百五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、全日本港湾労働組合東北地方小名浜支部執行委員長舟生剛から冬季一時金および諸要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和八年十月二十八日付けで通知があった。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　日時　令和八年十一月九日七時以降
二　場所　小名浜海陸運送株式会社（福島県いわき市小名浜字高山三一二―二）
　三洋海運株式会社小名浜支店（福島県いわき市小名浜字高山三二八―二）
三　概要　全職場において、二十四時間ストライキ、時間外労働拒否及び日曜日就労拒否を実施する。

（雇用労政課）

公告第二百六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和八年八月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

令和８年８月分
（特殊肥料）

特殊肥料	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名（及び商品名）	検査の結果					備考
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	C/N	水分(%)	
堆肥	有限会社武田ファーム	堆肥	1.5	2.3	2.3	13	44.0	
堆肥	鈴木　博徳	牛糞堆肥	0.7	0.7	1.1	22	66.6	

注　主成分の略号は次のとおりである。
　TN―窒素全量、TP―りん酸全量、TK―加里全量、C/N―炭素窒素比、水分―水分含有量

（農業総合センター）

公告第二百七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　開催期日
　令和九年一月二十五日から同年二月二十六日まで（土曜日及び日曜日並びに同月十一日及び同月二十三日を除く。）
二　場所
　1　学科、実習及び修業試験
　　福島県農業総合センター農業短期大学校　西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地
　2　一部の実習
　　福島県農業総合センター畜産研究所　福島市荒井字地蔵原甲十八番地
三　対象家畜の種類
　牛
四　受講人員
　二十五名
五　受講資格
　家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者
六　受講手続
　1　講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、令和八年十一月二十日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。なお、県外在住者は、福島県農林水産部生産流通総室畜産課へ提出すること。
　2　受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当

保安林指定施業要件変更告示附属明細書　**整理番号1**

予定告示：（令和８年１１月６日　福島県　告示第６８１号）

確定告示：（令和　年　月　日　農林水産省　告示第　号）

１．保安林の所在場所

郡山市湖南町舘字入辰目2594-4、2594-6、2594-13

２．指定の目的　**水源の涵養**

３．指定施業要件

(1)立木の伐採の方法及び限度　（その１）

伐採の方法		森林の所在場所	立木の伐採の限度
主伐に係るもの	(ｱ) 禁伐	**該当無し**	
	(ｲ) 択伐	**該当無し** ※ただし主伐に係る伐採種を定めない森林において択伐を行う場合にあっては、右に示すとおりとする。	① 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3をこえるときは10分の3とする）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。 **該当無し** ② (2)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を越えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる割合（(2)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。 **全部** **10分の4** $\frac{V_0 - V_S \times 7/10}{V_0}$ ※ V_0は当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積、V_Sは当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積
	(ｳ) 定めない （皆伐によることができる）	**全部**	① 伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は　**郡山地区**　（別表1の該当する市町村等の地域をいう）　**水源の涵養**　のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下①において同じ）のうち、その立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の雑持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種、又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。 ② 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当りの面積の限度は、次のとおりとする。　**20**　ﾍｸﾀｰﾙ
	(ｴ)主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢(別表2のとおり)以上のものとする。		

伐採の方法	森林の所在場所	立　木　の　伐　採　の　限　度
特　例	該　当　無　し	
間伐に係るもの	次の森林のうち、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 全　　部	伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(2)植　栽

次の森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗~~（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）~~を植栽するものとする。このうち伐採の方法を定めないものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとし、択伐により伐採をすることができるものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

全部：スギ（2,200本）、ヒノキ（2,200本）、アカマツ（2,200本）、カラマツ（2,200本）、ブナ（2,200本）、コナラ（2,200本）、当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（2,200本）

~~（「次の図」は、調査地図のとおり）~~

別表1

単位区域	該当する市町村等の区域	皆伐による伐採の限度 ha
宇　多　川	相馬市･新地町	
新　田　川	南相馬市･飯舘村	
請　戸　川	葛尾村･浪江町･双葉町･大熊町	
木　戸　川	双葉都管内町村(上記を除く)･ いわき市(大久･久之浜)	
夏井川下流	いわき市(四倉･川前･小川･好間･三和･平･内郷)	
鮫川下流	いわき市(田人･遠野･常磐･磐城･勿来)	
福島北東地区	伊達市･伊達郡管内町村･福島市(大笹生･野田･飯坂･福島･瀬上･飯野)	
福島南西地区	二本松市･本宮市･安達郡管内町村･福島市(吾妻･信夫･松川･土湯･佐倉･荒井･吉井田)	
郡山地区	郡山市･田村市(船引)･ 須賀川市(長沼･岩瀬)･三春町	
夏井川上流	田村市(都路･常葉･大越･滝根)･小野町	
阿武隈川上流	須賀川市(須賀川)･天栄村･鏡石町･ 白河市･西白河郡管内町村	
石川地区	石川郡管内町村	
鮫川上流	鮫川村･古殿町	
久　慈　川	棚倉町･塙町･矢祭町	
猪苗代地区	猪苗代町･磐梯町	
檜原地区	北塩原村	
濁　　川	喜多方市(喜多方･熱塩加納･塩川)	
阿賀川下流	西会津町･喜多方市(山都･高郷)	
阿賀川中流	会津若松市･会津美里町・会津坂下町･湯川村	
只見川下流	柳津町･金山町･昭和村･三島町	
阿賀川上流	南会津町(田島)･下郷町	
只見川上流	南会津町(南郷･伊南･舘岩)･只見町･桧枝岐村	
浜通り地区	磐城地域森林計画区に属する市町村	
中通り地区	阿武隈川･奥久慈地域森林計画区に属する市町村	
会津地区	会津地域森林計画区に属する市町村	

別表2

市町村森林整備計画区	樹種別標準伐期齢							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹	その他広葉樹
該当区域								
相馬市･南相馬市･相馬郡･双葉郡、いわき市、福島市･二本松市･伊達市･本宮市･伊達郡･安達郡、郡山市･須賀川市･田村市･田村郡･岩瀬郡･石川郡、白河市･西白河郡･東白川郡 ただし(　)内は郡山市湖南町、熱海町に適用する。	45	50	40 (45)	40 (45)	55	15	65	20
会津若松市･喜多方市･耶麻郡･河沼郡･大沼郡、南会津郡	45	50	45	45	55	15	65	20

（左記の面積は、保安林の面積の異動等により変更することがある。）

保 安 林 指 定 施 業 要 件 変 更 告 示 附 属 明 細 書　　整理番号2

予定告示：（令和８年１１月６日　福島県　告示第６８１号）

確定告示：（令和　年　月　日　農林水産省　告示第　号）

１．保安林の所在場所

郡山市湖南町赤津字西岐2801-2

２．指定の目的　水源の涵養

３．指定施業要件

(1)立木の伐採の方法及び限度　（その１）

伐採の方法		森林の所在場所	立木の伐採の限度
主伐に係るもの	(ｱ) 禁伐	該当無し	
	(ｲ) 択伐	該当無し ※ただし主伐に係る伐採種を定めない森林において択伐を行う場合にあっては、右に示すとおりとする。	① 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3をこえるときは10分の3とする）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。 該当無し ② (2)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を越えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる割合（(2)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。 全部 10分の4 $\frac{V_0 - V_S \times 7/10}{V_0}$ ※ V_0は当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積、V_Sは当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積
	(ｳ) 定めない（皆伐によることができる）	全部	① 伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は　郡山地区　（別表1の該当する市町村等の地域をいう）　水源の涵養　のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下①において同じ）のうち、その立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の雑持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種、又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。 ② 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当りの面積の限度は、次のとおりとする。　20　ﾍｸﾀｰﾙ
	(ｴ)主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢(別表2のとおり)以上のものとする。		

伐採の方法	森林の所在場所	立　木　の　伐　採　の　限　度
特　例	該　当　無　し	
間伐に係るもの	次の森林のうち、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 全　　部	伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(2)植　栽

次の森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗~~（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）~~を植栽するものとする。このうち伐採の方法を定めないものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとし、択伐により伐採をすることができるものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

全部：スギ（1,600本）、ヒノキ（1,600本）、アカマツ（1,600本）、カラマツ（1,6000本）、ブナ（1,600本）、コナラ（1,600本）、当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（1,600本）

~~（「次の図」は、調査地図のとおり）~~

別表1

単位区域	該当する市町村等の区域	皆伐による伐採の限度 ha
宇　多　川	相馬市･新地町	
新　田　川	南相馬市･飯舘村	
請　戸　川	葛尾村･浪江町･双葉町･大熊町	
木　戸　川	双葉都管内町村(上記を除く)･ いわき市(大久･久之浜)	
夏井川下流	いわき市(四倉･川前･小川･好間･三和･平･内郷)	
鮫川下流	いわき市(田人･遠野･常磐･磐城･勿来)	
福島北東地区	伊達市･伊達郡管内町村･福島市(大笹生･野田･飯坂･福島･瀬上･飯野)	
福島南西地区	二本松市･本宮市･安達郡管内町村･福島市(吾妻･信夫･松川･土湯･佐倉･荒井･吉井田)	
郡山地区	郡山市･田村市(船引)･ 須賀川市(長沼･岩瀬)･三春町	
夏井川上流	田村市(都路･常葉･大越･滝根)･小野町	
阿武隈川上流	須賀川市(須賀川)･天栄村･鏡石町･ 白河市･西白河郡管内町村	
石川地区	石川郡管内町村	
鮫川上流	鮫川村･古殿町	
久　慈　川	棚倉町･塙町･矢祭町	
猪苗代地区	猪苗代町･磐梯町	
檜原地区	北塩原村	
濁　　川	喜多方市(喜多方･熱塩加納･塩川)	
阿賀川下流	西会津町･喜多方市(山都･高郷)	
阿賀川中流	会津若松市･会津美里町・会津坂下町･湯川村	
只見川下流	柳津町･金山町･昭和村･三島町	
阿賀川上流	南会津町(田島)･下郷町	
只見川上流	南会津町(南郷･伊南･舘岩)･只見町･桧枝岐村	
浜通り地区	磐城地域森林計画区に属する市町村	
中通り地区	阿武隈川･奥久慈地域森林計画区に属する市町村	
会津地区	会津地域森林計画区に属する市町村	

別表2

市町村森林整備計画区	樹種別標準伐期齢							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹	その他広葉樹
該当区域								
相馬市･南相馬市･相馬郡･双葉郡、いわき市、福島市･二本松市･伊達市･本宮市･伊達郡･安達郡、郡山市･須賀川市･田村市･田村郡･岩瀬郡･石川郡、白河市･西白河郡･東白川郡 ただし(　)内は郡山市湖南町、熱海町に適用する。	45	50	40 (45)	40 (45)	55	15	65	20
会津若松市･喜多方市･耶麻郡･河沼郡･大沼郡、南会津郡	45	50	45	45	55	15	65	20

（左記の面積は、保安林の面積の異動等により変更することがある。）

保安林指定施業要件変更告示附属明細書　**整理番号3**

予定告示：（令和８年１１月６日　福島県　告示第６８１号）

確定告示：（令和　年　月　日　農林水産省　告示第　号）

１．保安林の所在場所

郡山市湖南町舘字奈良橋川2596、字滝2627、2630、字萱ノ茎2642-1、字入辰目2594-1

２．指定の目的　**水源の涵養**

３．指定施業要件

(1)立木の伐採の方法及び限度　（その１）

伐採の方法		森林の所在場所	立木の伐採の限度
主伐に係るもの	(ｱ) 禁伐	**該当無し**	
	(ｲ) 択伐	**該当無し** ※ただし主伐に係る伐採種を定めない森林において択伐を行う場合にあっては、右に示すとおりとする。	① 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3をこえるときは10分の3とする）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。 **該当無し** ② (2)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を越えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる割合（(2)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。 **全部** **10分の4** $\frac{V_0 - V_S \times 7/10}{V_0}$ ※ V_0は当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積、V_Sは当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積
	(ｳ) 定めない（皆伐によることができる）	**全部**	① 伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は **郡山地区**（別表1の該当する市町村等の地域をいう）**水源の涵養** のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下①において同じ）のうち、その立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の雑持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種、又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。 ② 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当りの面積の限度は、次のとおりとする。　**20　ﾍｸﾀｰﾙ**
	(ｴ)主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢(別表2のとおり)以上のものとする。		

伐採の方法	森林の所在場所	立　木　の　伐　採　の　限　度
特　例	該　当　無　し	
間伐に係るもの	次の森林のうち、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 全　　部	伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(2)植　栽

次の森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗~~（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）~~を植栽するものとする。このうち伐採の方法を定めないものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとし、択伐により伐採をすることができるものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

全部：スギ（2,200本）、ヒノキ（2,200本）、アカマツ（2,200本）、カラマツ（2,200本）、ブナ（2,200本）、コナラ（2,200本）、当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（2,200本）

~~（「次の図」は、調査地図のとおり）~~

別表1

単位区域	該当する市町村等の区域	皆伐による伐採の限度 ha
宇　多　川	相馬市･新地町	
新　田　川	南相馬市･飯舘村	
請　戸　川	葛尾村･浪江町･双葉町･大熊町	
木　戸　川	双葉都管内町村(上記を除く)･ いわき市(大久･久之浜)	
夏井川下流	いわき市(四倉･川前･小川･好間･三和･平･内郷)	
鮫川下流	いわき市(田人･遠野･常磐･磐城･勿来)	
福島北東地区	伊達市･伊達郡管内町村･福島市(大笹生･野田･飯坂･福島･瀬上･飯野)	
福島南西地区	二本松市･本宮市･安達郡管内町村･福島市(吾妻･信夫･松川･土湯･佐倉･荒井･吉井田)	
郡山地区	郡山市･田村市(船引)･ 須賀川市(長沼･岩瀬)･三春町	
夏井川上流	田村市(都路･常葉･大越･滝根)･小野町	
阿武隈川上流	須賀川市(須賀川)･天栄村･鏡石町･ 白河市･西白河郡管内町村	
石川地区	石川郡管内町村	
鮫川上流	鮫川村･古殿町	
久　慈　川	棚倉町･塙町･矢祭町	
猪苗代地区	猪苗代町･磐梯町	
檜原地区	北塩原村	
濁　　川	喜多方市(喜多方･熱塩加納･塩川)	
阿賀川下流	西会津町･喜多方市(山都･高郷)	
阿賀川中流	会津若松市･会津美里町・会津坂下町･湯川村	
只見川下流	柳津町･金山町･昭和村･三島町	
阿賀川上流	南会津町(田島)･下郷町	
只見川上流	南会津町(南郷･伊南･舘岩)･只見町･桧枝岐村	
浜通り地区	磐城地域森林計画区に属する市町村	
中通り地区	阿武隈川･奥久慈地域森林計画区に属する市町村	
会津地区	会津地域森林計画区に属する市町村	

別表2

市町村森林整備計画区	樹種別標準伐期齢							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹	その他広葉樹
該当区域								
相馬市･南相馬市･相馬郡･双葉郡、いわき市、福島市･二本松市･伊達市･本宮市･伊達郡･安達郡、郡山市･須賀川市･田村市･田村郡･岩瀬郡･石川郡、白河市･西白河郡･東白川郡 ただし(　)内は郡山市湖南町、熱海町に適用する。	45	50	40 (45)	40 (45)	55	15	65	20
会津若松市･喜多方市･耶麻郡･河沼郡･大沼郡、南会津郡	45	50	45	45	55	15	65	20

（左記の面積は、保安林の面積の異動等により変更することがある。）

保安林指定施業要件変更告示附属明細書　**整理番号4**

予定告示：（令和８年１１月６日　福島県　告示第６８１号）

確定告示：（令和　年　月　日　農林水産省　告示第　号）

１．保安林の所在場所

郡山市湖南町中野字北沢3115-27、3115-28

２．指定の目的　**水源の涵養**

３．指定施業要件

(1)立木の伐採の方法及び限度　（その１）

伐採の方法		森林の所在場所	立木の伐採の限度
主伐に係るもの	(ｱ) 禁伐	**該当無し**	
	(ｲ) 択伐	**該当無し** ※ただし主伐に係る伐採種を定めない森林において択伐を行う場合にあっては、右に示すとおりとする。	① 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3をこえるときは10分の3とする）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。 **該当無し** ② (2)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を越えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる割合（(2)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。 **全部** **10分の4** $\frac{V_0 - V_S \times 7/10}{V_0}$ ※ V_0は当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積、V_Sは当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積
	(ｳ) 定めない（皆伐によることができる）	**全部**	① 伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は　**郡山地区**　（別表1の該当する市町村等の地域をいう）　**水源の涵養**　のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下①において同じ）のうち、その立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の雑持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種、又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。 ② 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当りの面積の限度は、次のとおりとする。　**20　ﾍｸﾀｰﾙ**
	(ｴ)主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢(別表2のとおり)以上のものとする。		

伐採の方法	森林の所在場所	立　木　の　伐　採　の　限　度
特　例	該　当　無　し	
間伐に係るもの	次の森林のうち、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 全　　部	伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(2)植　栽

次の森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗~~（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）~~を植栽するものとする。このうち伐採の方法を定めないものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとし、択伐により伐採をすることができるものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

全部：スギ（1,600本）、ヒノキ（1,600本）、アカマツ（1,600本）、カラマツ（1,600本）、ブナ（1,600本）、コナラ（1,600本）、当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（1,600本）

~~（「次の図」は、調査地図のとおり）~~

別表1

単位区域	該当する市町村等の区域	皆伐による伐採の限度 ha
宇　多　川	相馬市･新地町	
新　田　川	南相馬市･飯舘村	
請　戸　川	葛尾村･浪江町･双葉町･大熊町	
木　戸　川	双葉都管内町村(上記を除く)･ いわき市(大久･久之浜)	
夏井川下流	いわき市(四倉･川前･小川･好間･三和･平･内郷)	
鮫川下流	いわき市(田人･遠野･常磐･磐城･勿来)	
福島北東地区	伊達市･伊達郡管内町村･福島市(大笹生･野田･飯坂･福島･瀬上･飯野)	
福島南西地区	二本松市･本宮市･安達郡管内町村･福島市(吾妻･信夫･松川･土湯･佐倉･荒井･吉井田)	
郡山地区	郡山市･田村市(船引)･ 須賀川市(長沼･岩瀬)･三春町	
夏井川上流	田村市(都路･常葉･大越･滝根)･小野町	
阿武隈川上流	須賀川市(須賀川)･天栄村･鏡石町･ 白河市･西白河郡管内町村	
石川地区	石川郡管内町村	
鮫川上流	鮫川村･古殿町	
久　慈　川	棚倉町･塙町･矢祭町	
猪苗代地区	猪苗代町･磐梯町	
檜原地区	北塩原村	
濁　　川	喜多方市(喜多方･熱塩加納･塩川)	
阿賀川下流	西会津町･喜多方市(山都･高郷)	
阿賀川中流	会津若松市･会津美里町・会津坂下町･湯川村	
只見川下流	柳津町･金山町･昭和村･三島町	
阿賀川上流	南会津町(田島)･下郷町	
只見川上流	南会津町(南郷･伊南･舘岩)･只見町･桧枝岐村	
浜通り地区	磐城地域森林計画区に属する市町村	
中通り地区	阿武隈川･奥久慈地域森林計画区に属する市町村	
会津地区	会津地域森林計画区に属する市町村	

別表2

市町村森林整備計画区	樹種別標準伐期齢							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹	その他広葉樹
該当区域								
相馬市･南相馬市･相馬郡･双葉郡、いわき市、福島市･二本松市･伊達市･本宮市･伊達郡･安達郡、郡山市･須賀川市･田村市･田村郡･岩瀬郡･石川郡、白河市･西白河郡･東白川郡 ただし(　)内は郡山市湖南町、熱海町に適用する。	45	50	40 (45)	40 (45)	55	15	65	20
会津若松市･喜多方市･耶麻郡･河沼郡･大沼郡、南会津郡	45	50	45	45	55	15	65	20

（左記の面積は、保安林の面積の異動等により変更することがある。）

保安林指定施業要件変更告示附属明細書

整理番号5

予定告示：（令和８年１１月６日　福島県　告示第６８１号）

確定告示：（令和　年　月　日　農林水産省　告示第　号）

１．保安林の所在場所

郡山市湖南町中野字北沢3115-156

２．指定の目的　水源の涵養

３．指定施業要件

(1)立木の伐採の方法及び限度　（その１）

伐採の方法		森林の所在場所	立木の伐採の限度
主伐に係るもの	(ｱ) 禁伐	該当無し	
	(ｲ) 択伐	該当無し ※ただし主伐に係る伐採種を定めない森林において択伐を行う場合にあっては、右に示すとおりとする。	① 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3をこえるときは10分の3とする）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。 該当無し ② (2)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を越えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる割合（(2)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。 全部 10分の4 $\frac{V_0 - V_S \times 7/10}{V_0}$ ※ V_0は当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積、V_Sは当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積
	(ｳ) 定めない（皆伐によることができる）	全部	① 伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は　郡山地区　（別表1の該当する市町村等の地域をいう）　水源の涵養　のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下①において同じ）のうち、その立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の雑持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種、又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。 ② 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当りの面積の限度は、次のとおりとする。　20　ﾍｸﾀｰﾙ
	(ｴ)主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢(別表2のとおり)以上のものとする。		

伐採の方法	森林の所在場所	立　木　の　伐　採　の　限　度
特　例	該　当　無　し	
間伐に係るもの	次の森林のうち、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 全　　部	伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(2)植　栽

次の森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗~~（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）~~を植栽するものとする。このうち伐採の方法を定めないものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとし、択伐により伐採をすることができるものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

全部：スギ（1,600本）、ヒノキ（1,600本）、アカマツ（1,600本）、カラマツ（1,600本）、ブナ（1,600本）、コナラ（1,600本）、当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（1,600本）

~~（「次の図」は、調査地図のとおり）~~

別表1

単位区域	該当する市町村等の区域	皆伐による伐採の限度 ha
宇　多　川	相馬市･新地町	
新　田　川	南相馬市･飯舘村	
請　戸　川	葛尾村･浪江町･双葉町･大熊町	
木　戸　川	双葉都管内町村(上記を除く)･ いわき市(大久･久之浜)	
夏井川下流	いわき市(四倉･川前･小川･好間･三和･平･内郷)	
鮫川下流	いわき市(田人･遠野･常磐･磐城･勿来)	
福島北東地区	伊達市･伊達郡管内町村･福島市(大笹生･野田･飯坂･福島･瀬上･飯野)	
福島南西地区	二本松市･本宮市･安達郡管内町村･福島市(吾妻･信夫･松川･土湯･佐倉･荒井･吉井田)	
郡山地区	郡山市･田村市(船引)･ 須賀川市(長沼･岩瀬)･三春町	
夏井川上流	田村市(都路･常葉･大越･滝根)･小野町	
阿武隈川上流	須賀川市(須賀川)･天栄村･鏡石町･ 白河市･西白河郡管内町村	
石川地区	石川郡管内町村	
鮫川上流	鮫川村･古殿町	
久　慈　川	棚倉町･塙町･矢祭町	
猪苗代地区	猪苗代町･磐梯町	
檜原地区	北塩原村	
濁　　川	喜多方市(喜多方･熱塩加納･塩川)	
阿賀川下流	西会津町･喜多方市(山都･高郷)	
阿賀川中流	会津若松市･会津美里町・会津坂下町･湯川村	
只見川下流	柳津町･金山町･昭和村･三島町	
阿賀川上流	南会津町(田島)･下郷町	
只見川上流	南会津町(南郷･伊南･舘岩)･只見町･桧枝岐村	
浜通り地区	磐城地域森林計画区に属する市町村	
中通り地区	阿武隈川･奥久慈地域森林計画区に属する市町村	
会津地区	会津地域森林計画区に属する市町村	

別表2

市町村森林整備計画区	樹種別標準伐期齢							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹	その他広葉樹
該当区域								
相馬市･南相馬市･相馬郡･双葉郡、いわき市、福島市･二本松市･伊達市･本宮市･伊達郡･安達郡、郡山市･須賀川市･田村市･田村郡･岩瀬郡･石川郡、白河市･西白河郡･東白川郡 ただし(　)内は郡山市湖南町、熱海町に適用する。	45	50	40 (45)	40 (45)	55	15	65	20
会津若松市･喜多方市･耶麻郡･河沼郡･大沼郡、南会津郡	45	50	45	45	55	15	65	20

（左記の面積は、保安林の面積の異動等により変更することがある。）

保安林指定施業要件変更告示附属明細書

整理番号6

予定告示：（令和８年１１月６日　福島県　告示第６８１号）

確定告示：（令和　年　月　日　農林水産省　告示第　号）

１．保安林の所在場所

郡山市熱海町高玉字鶯山2-1、字野上2

２．指定の目的　水源の涵養

３．指定施業要件

(1)立木の伐採の方法及び限度　（その１）

伐採の方法		森林の所在場所	立木の伐採の限度
主伐に係るもの	(ｱ) 禁伐	該当無し	
	(ｲ) 択伐	該当無し ※ただし主伐に係る伐採種を定めない森林において択伐を行う場合にあっては、右に示すとおりとする。	① 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3をこえるときは10分の3とする）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。 該当無し ② (2)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を越えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる割合（(2)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。 全部 10分の4 $\frac{V_0 - V_S \times 7/10}{V_0}$ ※ V_0は当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積、V_Sは当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積
	(ｳ) 定めない（皆伐によることができる）	全部	① 伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は　郡山地区　（別表1の該当する市町村等の地域をいう）　水源の涵養　のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下①において同じ）のうち、その立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の雑持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種、又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。 ② 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当りの面積の限度は、次のとおりとする。　20　ﾍｸﾀｰﾙ
	(ｴ)主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢(別表2のとおり)以上のものとする。		

伐採の方法	森林の所在場所	立　木　の　伐　採　の　限　度
特　例	該　当　無　し	
間伐に係るもの	次の森林のうち、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 全　　部	伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(2)植　栽

次の森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗~~（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）~~を植栽するものとする。このうち伐採の方法を定めないものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとし、択伐により伐採をすることができるものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

全部：スギ（2,200本）、ヒノキ（2,200本）、アカマツ（2,200本）、カラマツ（2,200本）、ブナ（2,200本）、コナラ（2,200本）、当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（2,200本）

~~（「次の図」は、調査地図のとおり）~~

別表1

単位区域	該当する市町村等の区域	皆伐による伐採の限度 ha
宇　多　川	相馬市･新地町	
新　田　川	南相馬市･飯舘村	
請　戸　川	葛尾村･浪江町･双葉町･大熊町	
木　戸　川	双葉都管内町村(上記を除く)･ いわき市(大久･久之浜)	
夏井川下流	いわき市(四倉･川前･小川･好間･三和･平･内郷)	
鮫川下流	いわき市(田人･遠野･常磐･磐城･勿来)	
福島北東地区	伊達市･伊達郡管内町村･福島市(大笹生･野田･飯坂･福島･瀬上･飯野)	
福島南西地区	二本松市･本宮市･安達郡管内町村･福島市(吾妻･信夫･松川･土湯･佐倉･荒井･吉井田)	
郡山地区	郡山市･田村市(船引)･ 須賀川市(長沼･岩瀬)･三春町	
夏井川上流	田村市(都路･常葉･大越･滝根)･小野町	
阿武隈川上流	須賀川市(須賀川)･天栄村･鏡石町･ 白河市･西白河郡管内町村	
石川地区	石川郡管内町村	
鮫川上流	鮫川村･古殿町	
久　慈　川	棚倉町･塙町･矢祭町	
猪苗代地区	猪苗代町･磐梯町	
檜原地区	北塩原村	
濁　　川	喜多方市(喜多方･熱塩加納･塩川)	
阿賀川下流	西会津町･喜多方市(山都･高郷)	
阿賀川中流	会津若松市･会津美里町・会津坂下町･湯川村	
只見川下流	柳津町･金山町･昭和村･三島町	
阿賀川上流	南会津町(田島)･下郷町	
只見川上流	南会津町(南郷･伊南･舘岩)･只見町･桧枝岐村	
浜通り地区	磐城地域森林計画区に属する市町村	
中通り地区	阿武隈川･奥久慈地域森林計画区に属する市町村	
会津地区	会津地域森林計画区に属する市町村	

別表2

市町村森林整備計画区	樹種別標準伐期齢							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹	その他広葉樹
該当区域								
相馬市･南相馬市･相馬郡･双葉郡、いわき市、福島市･二本松市･伊達市･本宮市･伊達郡･安達郡、郡山市･須賀川市･田村市･田村郡･岩瀬郡･石川郡、白河市･西白河郡･東白川郡 ただし(　)内は郡山市湖南町、熱海町に適用する。	45	50	40 (45)	40 (45)	55	15	65	20
会津若松市･喜多方市･耶麻郡･河沼郡･大沼郡、南会津郡	45	50	45	45	55	15	65	20

（左記の面積は、保安林の面積の異動等により変更することがある。）

保安林指定施業要件変更告示附属明細書　**整理番号7**

予定告示：（令和８年１１月６日　福島県　告示第６８１号）

確定告示：（令和　年　月　日　農林水産省　告示第　号）

１．保安林の所在場所

郡山市熱海町中山字三ノ沢1から4まで

２．指定の目的　**水源の涵養**

３．指定施業要件

(1)立木の伐採の方法及び限度　（その１）

伐採の方法		森林の所在場所	立木の伐採の限度
主伐に係るもの	(ｱ) 禁伐	**該当無し**	
	(ｲ) 択伐	**該当無し** ※ただし主伐に係る伐採種を定めない森林において択伐を行う場合にあっては、右に示すとおりとする。	① 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3をこえるときは10分の3とする）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。 **全部** **10分の3** ② (2)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を越えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる割合（(2)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。 **該当無し** $\frac{V_0 - V_S \times 7/10}{V_0}$ ※ V_0は当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積、V_Sは当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積
	(ｳ) 定めない（皆伐によることができる）	**全部**	① 伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は**郡山地区**（別表1の該当する市町村等の地域をいう）**水源の涵養**のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下①において同じ）のうち、その立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の雑持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種、又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。 ② 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当りの面積の限度は、次のとおりとする。　**20　ﾍｸﾀｰﾙ**
	(ｴ)主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢(別表2のとおり)以上のものとする。		

伐採の方法	森林の所在場所	立　木　の　伐　採　の　限　度
特　例	**該　当　無　し**	
間伐に係るもの	次の森林のうち、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 **全　　部**	伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(2)植　栽

次の森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年以上の苗~~（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）~~を植栽するものとする。このうち伐採の方法を定めないものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとし、択伐により伐採をすることができるものにあっては、おおむね１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

該当無し

~~（「次の図」は、調査地図のとおり）~~

別表1

単位区域	該当する市町村等の区域	皆伐による伐採の限度 ha
宇　多　川	相馬市･新地町	
新　田　川	南相馬市･飯舘村	
請　戸　川	葛尾村･浪江町･双葉町･大熊町	
木　戸　川	双葉都管内町村(上記を除く)･ いわき市(大久･久之浜)	
夏井川下流	いわき市(四倉･川前･小川･好間･三和･平･内郷)	
鮫川下流	いわき市(田人･遠野･常磐･磐城･勿来)	
福島北東地区	伊達市･伊達郡管内町村･福島市(大笹生･野田･飯坂･福島･瀬上･飯野)	
福島南西地区	二本松市･本宮市･安達郡管内町村･福島市(吾妻･信夫･松川･土湯･佐倉･荒井･吉井田)	
郡山地区	郡山市･田村市(船引)･ 須賀川市(長沼･岩瀬)･三春町	
夏井川上流	田村市(都路･常葉･大越･滝根)･小野町	
阿武隈川上流	須賀川市(須賀川)･天栄村･鏡石町･ 白河市･西白河郡管内町村	
石川地区	石川郡管内町村	
鮫川上流	鮫川村･古殿町	
久　慈　川	棚倉町･塙町･矢祭町	
猪苗代地区	猪苗代町･磐梯町	
檜原地区	北塩原村	
濁　　川	喜多方市(喜多方･熱塩加納･塩川)	
阿賀川下流	西会津町･喜多方市(山都･高郷)	
阿賀川中流	会津若松市･会津美里町・会津坂下町･湯川村	
只見川下流	柳津町･金山町･昭和村･三島町	
阿賀川上流	南会津町(田島)･下郷町	
只見川上流	南会津町(南郷･伊南･舘岩)･只見町･桧枝岐村	
浜通り地区	磐城地域森林計画区に属する市町村	
中通り地区	阿武隈川･奥久慈地域森林計画区に属する市町村	
会津地区	会津地域森林計画区に属する市町村	

別表2

市町村森林整備計画区	樹種別標準伐期齢							
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹	その他広葉樹
該当区域								
相馬市･南相馬市･相馬郡･双葉郡、いわき市、福島市･二本松市･伊達市･本宮市･伊達郡･安達郡、郡山市･須賀川市･田村市･田村郡･岩瀬郡･石川郡、白河市･西白河郡･東白川郡 ただし(　)内は郡山市湖南町、熱海町に適用する。	45	50	40 (45)	40 (45)	55	15	65	20
会津若松市･喜多方市･耶麻郡･河沼郡･大沼郡、南会津郡	45	50	45	45	55	15	65	20

（左記の面積は、保安林の面積の異動等により変更することがある。）